

# 気候変動に関する財務情報開示の義務化: 最新情報と概要

2024 年 9 月



## 最新動向

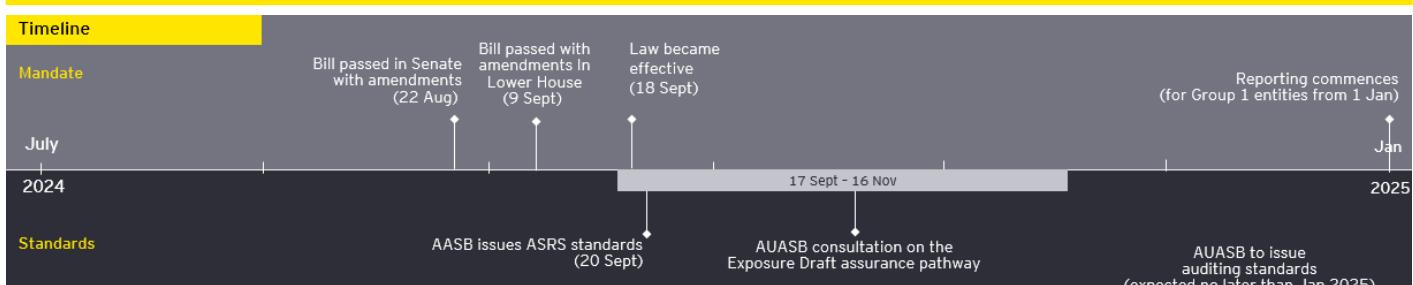
- 2025 年 1 月 1 日以降の気候変動に関する財務情報開示が法制化
- Australian Sustainability Reporting Standards の公表
- 保証パスウェイ(Assurance pathway)の公開草案の公表

### 概要:

- ▶ 2001 年オーストラリア会社法(Corporations Act 2001)が改正され、オーストラリアの大企業または金融機関に対し、気候変動開示の義務制度が導入されました。この制度は、上場・非上場の双方に適用され、早ければ 2025 年 1 月 1 日以降に始まる会計年度より開始されます。
- ▶ この制度により、対象となる企業は、オーストラリア会計基準審議会(Australian Accounting Standards Board: AASB)が発行しているオーストラリアサステナビリティ報告基準(Australian Sustainability Reporting Standards: ASRS)に準拠した気候変動に関する開示を含む「サステナビリティ報告書」の提出が求められます。サステナビリティ報告書は、財務諸表と同じ報告主体、報告期間で作成し、同時に公表しなければなりません。
- ▶ 会社の取締役は、サステナビリティ報告書が ASRS に準拠していることを宣言する必要があります。スコープ 3 の温室効果ガス排出量、シナリオ分析、移行計画に関する開示については、誤解を招く、または欺瞞的な記述に対する限定責任という形で、取締役には最大 3 年間の一時的な救済措置が設けられています。修正責任アプローチは、「グループ 1」企業の最初のサステナビリティ報告書におけるすべての将来予想に関する記述(forward-looking statements)にも適用されます。この期間中は、オーストラリア証券投資委員会(Australian Securities and Investments Commission : ASIC)のみが、これらの開示に関する措置を講じることができます。
- ▶ 会社法の改正により、企業のサステナビリティ報告書は、2030 年 7 月 1 日以降に開始する会計年度から監査(すなわち合理的保証の対象)を受けることが義務付けられています。それ以前の会計年度については、オーストラリア監査・保証基準審議会(Auditing and Assurance Standards Board : AUASB)が、サステナビリティ報告書の各項目に適用される保証要件の段階的な導入を規定します。AUASB は、「保証パスウェイ」案を公表し、一般からの意見を求めています。
- ▶ 2024 年 11 月以降、ASIC は、これらの気候変動関連の開示要求事項の実施に関して協議し、規制ガイダンスとサポートを提供します。サステナビリティ報告書は、ASIC の通常の監視プログラムの下で管理されます。ASIC のウェブサイトには、サステナビリティ報告専用のページがあり、新制度や ASIC の運営方法に関する情報が掲載されています。

本稿は、気候変動に関する財務情報開示の要求事項の詳細と、企業が今後何をするべきかを解説するものです。

最新の動向としては、気候変動開示の義務付けが 2025 年 1 月 1 日から開始され、その後、加えて保証が要求されることが明らかになっています。これらの要求事項の準備と報告には、相当の取り組みが必要とされますので事前の準備が重要です。



# 報告義務のある企業は？

財務省法改正(Financial Market Infrastructure and Other Measures)2024による会社法の改正では、会社法第2章Mに基づき財務報告書を提出する必要があり、かつ、以下のいずれかに該当する場合、企業は年次サステナビリティ報告書を作成しなければならないと規定されています：

- ▶ 所定の規模基準を満たす(下記参照)。  
または
- ▶ NGER法に基づく「登録法人」である、または登録申請が必要です。以下の閾値に基づき、3段階の実施アプローチが適用されます：

グループ	報告時期	気候報告基準としきい値		
		規模テスト(2つ以上を満たす)	資産所有者**	NGER法報告者
1	2025年1月1日以降	従業員500人以上 連結総資産10億ドル以上 連結売上高5億ドル以上	該当しない	NGER法公表基準値を上回る
2	2026年7月1日以降	従業員250人以上 連結総資産5億ドル以上 連結売上高2億ドル以上	運用資産50億ドル以上*	その他のNGER報告者
3***	2027年7月1日以降	従業員100人以上 連結総資産2,500万ドル以上 連結売上高5,000万ドル以上	一般的な規模テストを適用	該当しない

\*説明資料の段落4.68では、「アセット・オーナー(登録可能なスーパー・アニュエーション事業体、登録スキーム、リテールCCIV)は、運用資産総額が50億ドル以上の場合、大規模とみなされる」としています。

\*\*運用資産総額が50億ドル未満のアセット・オーナーは、グループ2またはグループ3のいずれに該当するかを判断するために、一般的な規模テストを適用する必要があります。

\*\*\*グループ3企業は、当該報告期間において、気候変動に関する重要なリスクや機会を特定した場合にのみ、気候変動に関する財務情報を開示する必要があります。重要なリスクや機会を有しないグループ3企業は、その事実と、どのようにその結論に至ったかを開示しなければなりません。これらの開示は、後述するのと同じレベルの保証の対象となり、取締役宣言書の一部を構成します。

## よくある質問

### 連結グループ

連結ベースで財務諸表作成が義務付けられている場合、親会社に支配されている連結グループ内の個々の企業は、個別のサステナビリティ報告書を作成する必要はありません。

### ASX上場外国企業

オーストラリア証券取引所(ASX)に上場している企業で、オーストラリアに法人格を持たない企業は、サステナビリティ報告書を作成する必要はありません。これは、サステナビリティ報告書の作成義務が、会社法第2章Mに基づき財務報告書を提出する必要がある企業にのみ適用されるためです。

### 海外企業の子会社

会社法第2章Mに基づき財務報告書の提出が義務付けられている、及び、規模に関する閾値を満たしている場合、またはNGER法の適用範囲内にある場合には、国際的な企業グループのオーストラリアの現地法人に対して、気候関連財務情報の開示が義務付けられています。

### 非営利団体

オーストラリアの慈善・非営利団体委員会(Australian Charities and Not-for-profits Commission)に登録されている団体は、気候変動に関する財務情報の開示を行う必要はありません。保証有限責任会社である他の非営利団体は、規模に関する基準を満たし、100万ドル以上の収益がある場合、サステナビリティ報告書の作成が求められます。

### 連邦政府機関

連邦政府機関は、気候変動に関する財務情報の開示を義務付けられています。2023年11月、財務省は、連邦政府の気候情報開示方針を発表しました。この方針は、全ての連邦政府機関と連邦企業に対し、年次報告書において気候情報を開示することを義務付けるものでした。

### ASICによる免除

財務報告と同様、会社法では、ASICが企業(または事業体)に対し、サステナビリティ報告書の一部または全てを免除することを認めています。ASICによる免除の決定は、裁量に委ねられています。

# 何を報告する必要があるのか？

改正会社法は、ASRS 基準に準拠してサステナビリティ報告書を作成しなければならないと規定しています。AASB は、最初の 2 つの ASRS 基準を公表しました：

- ▶ AASB S1 サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般要求事項
- ▶ AASB S2 気候関連開示

対象範囲に含まれる企業は、気候関連財務情報開示の作成に AASB S2 を適用する必要があります。企業は、自主的に AASB S1 を適用し、気候関連以外のサステナビリティに関連するリスクや機会に関する情報を開示することもできます。

AASB S2 は、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標に関連する中核的な内容の開示を含め、企業が行うべき気候関連財務情報の開示を規定しています（下表参照）。

また、AASB S2 は、AASB S1 を単独で適用するために必要な内容も含んでいます。構成要素は、気候関連財務情報開示の作成に関する一般的な要求事項で構成され、報告主体、重要性、比較対象、報告のタイミングに関する要求事項が含まれます。

AASB S2 では、シナリオ分析に関する開示が規定されていますが、改正会社法では、気候シナリオ分析とレジリエンス開示の一部として、少なくとも 2 つの必須気候シナリオを実施することが義務付けられています：

- ▶ 1 つは、温暖化を 1.5 度以内にとどめるシナリオ
- ▶ もう 1 つは、温暖化が 2 度を「はるかに超える」「より高い温暖化」シナリオ

## ASRS 基準は何に基づくのか？

AASB S1 と AASB S2 は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が発行した IFRS S1「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」と IFRS S2「気候関連開示」に基づいています。ASRS 基準と IFRS サステナビリティ開示基準の主な違いは、AASB S2 を適用する企業は、ISSB の「IFRS S2 の実施に関する業種別ガイド」に記載されている業種別の指標を開示したり、業種別の開示要求項目を検討したりする必要がないという点です。

## ASRS 基準に準拠している企業は、IFRS のサステナビリティ開示基準にも準拠していると言えますか？

ASRS 基準に準拠する企業は、IFRS サステナビリティ開示基準への準拠を併せて表明できるわけではありません。少なくとも、ASRS 基準を適用する企業が IFRS のサステナビリティ開示基準への準拠を表明するためには、上記で説明したように業種別の開示を行うとともに、(AASB S1 / IFRS S1 に従って)2 年目以降のすべてのサステナビリティに関連するリスクと機会に関する情報を開示する必要があります

ガバナンス	報告企業が、気候変動に関連するリスクと機会をモニタリングし、管理するために用いる、ガバナンスのプロセス、統制、手続きに関する情報	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 目標の管理を含む取締役会のガバナンス</li><li>▶ ガバナンスにおける経営陣の役割</li><li>▶ 関連する業績評価指標が報酬に関する方針に含まれているかどうか、またどのように含まれているか</li></ul>
戦略	気候変動に関連するリスクと機会を管理するための企業の戦略に関する情報	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 気候関連のリスク及び機会の特定</li><li>▶ 企業のビジネスモデル及びバリューチェーンへの、現在及び将来的に予想される影響</li><li>▶ 企業の移行計画(もしあれば)に関する情報を含む、戦略と意思決定</li><li>▶ 企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローへの現在及び将来的に予想される影響<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 気候レジリエンスとシナリオ分析</li></ul></li></ul>
リスク管理	気候変動に関連するリスクと機会が、どのように特定、評価、優先順位付け、モニタリングされているか、また、これらのプロセスが、リスクマネジメントのフレームワーク全体に組み込まれている	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 気候変動に関連するリスクと機会を特定、評価、優先順位付け、モニタリングするためのプロセスと方針</li><li>▶ 企業の全体的なリスクプロファイル及び全体的なリスク管理プロセスの評価</li></ul>
指標及び目標	企業が、気候変動に関連するリスクと機会をどのように測定、監視、管理し、パフォーマンスを評価しているかについての情報	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 気候関連指標：<ul style="list-style-type: none"><li>▶ スコープ 1、2 および 3 の温室効果ガス排出量</li><li>▶ 気候関連のリスクと機会に対して脆弱な資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ</li><li>▶ 資本投下</li><li>▶ 内部炭素価格</li><li>▶ 報酬</li></ul></li><li>▶ 気候関連の目標を設定し、そのアプローチ、範囲、進捗状況に関する裏付け情報を提供する</li></ul>

# どこに、いつまでに報告する必要があるのか？

## 報告時期

気候変動に関する開示は、企業の年次報告書の一部を構成する新たな「サステナビリティ報告書」において公表することが求められます

サステナビリティ報告書には、以下が含まれます：

- ▶ 当該会計年度の気候変動報告書
- ▶ 気候変動計算書の注記
- ▶ 財務諸表と注記に関する取締役の宣言



## 提出の頻度と時期

サステナビリティ報告書は毎年作成することが義務付けられています。中間サステナビリティ報告書の作成は義務付けられていません。

企業のサステナビリティ報告書は、他の報告書と同時に ASIC に提出する必要があります。提出時期は、会社法第 319 条に基づく年次報告書の提出に関する現行の要件と同じになります：

- ▶ 開示企業及び登録スキームの場合：会計年度終了後 3 ヶ月以内
- ▶ その他の企業：会計年度終了後 4 ヶ月以内

企業のサステナビリティ報告書の写しは、財務報告書の写しと同様に開示されなければなりません。企業が、財務報告書の写しを株主に開示する必要がある場合、サステナビリティ報告書の写しも株主に提供する必要があります。株主にサステナビリティ報告書を提供する必要がない場合、企業は、報告書が ASIC に提出された日から、そのウェブサイト上でサステナビリティ報告書を一般に公開しなければなりません。ISSB は、IFRS サステナビリティ開示基準の適用初年度の企業が、財務報告書を公表した後に、最初のサステナビリティ報告書を公表することを認めています。この救済措置は、ASRS 基準では利用できません。

## NGER 報告に関する考慮事項

財務省法改正 (Financial Market Infrastructure and Other Measures)2024 は、2007 年国家温室効果ガス及びエネルギー報告法(NGER 法)におけるスコープ 1 および 2 の温室効果ガス排出量報告要件に、結果的な改正を加えるものではありません。サステナビリティ報告書の作成も義務付けられている NGER 報告者は、NGER と ASRS の報告要件の違いに留意する必要があります。例えば、6 月 30 日決算でない NGER 報告者は、6 月 30 日決算のスコープ 1 および 2 の温室効果ガス排出量を測定し開示すること(NGER 報告目的)と、各決算期のスコープ 1 および 2 の温室効果ガス排出量を個別に測定し開示すること(会社法と ASRS 基準に従って)が求められます。

“

このような法律の大きな変化は、あらゆる規模の企業に警鐘を鳴らすものであるが、同時に機会でもある。十分な準備をし、この変化に適応し、受け入れることのできる企業は、最終的に、サステイナブルなビジネスが進む中で成功するための態勢を整えることができるだろう。未来に備えるなら今しかないのだ。

Meg Fricke

Partner, Ernst & Young, Australia | Co-lead EY Sustainability Disclosure Hub

# 要求事項はどのように実施されるのか？

気候変動開示は、2001年会社法およびオーストラリア証券投資委員会法(Australian Securities and Investment Commission Act 2001)に組み込まれた既存の法的責任の枠組みに基づくものです。これらの法律は、取締役の義務、誤解を招くような行為や欺瞞的行為、一般的な開示義務などを定めています。

改正会社法に含まれる修正責任アプローチでは、気候変動報告書の最も不確実な部分に関する誤解を招く行為や欺瞞的行為(及びその他の行為)に対する責任を一時的に免除し、企業が必要なレベルの報告を行うための経験と実践を積む時間が確保されています。

この限定的な免責は、2025年1月1日から2027年12月31日までの間に開始する会計年度に作成された、サステナビリティ報告書の記載に適用されます。この期間中、ASICのみが、スコープ3の温室効果ガス排出量の開示、シナリオ分析、移行計画の開示における関連条項違反に関する訴訟を起こすことができます。これらの違反に対してASICが利用できる救済措置は、差止命令と宣告に限定されます。しかし、これは刑事手続を妨げるものではありません。

修正責任アプローチは、グループ1企業の最初の会計年度のすべての将来予想に関する記述にも適用されます。この期間以降は、従来の責任規定が適用されます。

## ASICのガイダンスと報告救済措置

ASICは、新制度やその運用方法に関する情報を提供するため、ウェブサイトにサステナビリティ報告専用ページを開設しました。サステナビリティ報告専用ページには今後の作業計画も掲載されており、2024年11月からASICがこれらの開示要件の実施について協議し、ガイダンスを提供することが記されています。また、ASICはさらに、新たな規制制度と同様、気候変動報告要件の監督・執行するために現実的なアプローチを採用することを表明しています。ASICは、より広範なマーケットに利益をもたらす重要な知見を収集するために、最初の報告者(主に大手企業)を積極的に監視する予定です。

# 最終要求事項に反映されなかった提案

財務省及びAASBが公開草案SR1「気候関連財務情報の開示」において提示した提案のうち、協議プロセスを通じて受領したフィードバックの結果、最終的な要求事項に反映されなかったものは以下の通りです(なお、これは全てを網羅しているわけではありません)：

原案	最終要求事項
温室効果ガス排出量は、可能な限りオーストラリア固有のデータ源と数値を用い、NGERスキームに定められた方法論を適用して測定されるべきである。	AASB S2は、GHG排出量測定の既定の枠組みとして、NGERスキームではなく、GHGプロトコルを優先している。これはIFRS S2の要求事項と整合している。
マーケットベース(所在地ベースに加えて)のスコープ2排出量は、報告開始4年目までに開示されるべきである。	AASB S2は、マーケットベースのスコープ2の温室効果ガス排出量の開示を義務付けていない。IFRS S2と同様に、AASB S2は、企業のスコープ2の温室効果ガス排出量について利用者の理解を得るために必要な契約に関する情報の開示を義務付けている。
事業者は、当該報告期間の12ヶ月前までの1年間のスコープ3排出量の推定値を開示することが認められている。	IFRS S2と同様に、AASB S2は、一定の条件を満たした場合に限り、企業が自らの報告期間とは異なる報告期間の情報を用いて、スコープ3のGHG排出量を測定し、開示することを認めている。
企業は、定性的なシナリオ分析から開始し、定量的な分析は報告開始4年目までに行うことが認められている。	IFRS S2と同様、AASB S2は、企業のスキル、能力、資源、及び企業が気候関連のリスクや機会にさらされる度合いに見合ったシナリオ分析の方法を用いることを求めている。そのため、使用される手法は、定性的な分析から高度な定量的モデルリングまで様々である。
スコープ3のGHG排出量カテゴリーとファイナンスドエミッションに関する開示には、IFRS S2よりも規定が緩和される。	AASB S2はIFRS S2と同様の開示を要求している。

# 保証要求事項とは?

会社法の改正により、企業は、財務諸表の監査人である監査法人から、気候変動に関する財務情報の開示について、独立した保証を受けることが義務付けられました。サステナビリティ報告書は、2030年7月1日以降に開始する会計年度より監査(合理的保証)の対象となります。それまでは、サステナビリティ報告書をどの程度監査またはレビュー(すなわち限定的保証)の対象とするかは、AUASBが公開草案 02/24 Proposed Australian Standard on Sustainability Assurance ASSA 5010 Timeline for Audits and Reviews of Information in Sustainability Reports under the Corporations Act 2001で「保証パスウェイ」を提案しています。公開草案は2024年11月16日まで一般からの意見を募集中です。最終的な基準は2024年12月に承認される予定です。

AUASBは、企業がサステナビリティ報告書を作成することを要求された最初の年から保証を要求することを提案しており、ガバナンス、戦略-リスクと機会、スコープ1および2の温室効果ガス排出量の限定的保証から始める予定です。提案されている保証の段階付けは以下の通りです:

## 保証パスウェイ案\*

	1年目	2年目	3年目	4年目
スコープ1および2の排出量		限定的	合理的	合理的
ガバナンス		限定的		
戦略-リスク及び機会**				
気候レジリエンス評価／シナリオ分析				
移行計画	無し		限定的	限定的
リスク管理				
気候関連の指標および目標				
スコープ3の排出量	該当しない			

\*グループ1、2、3についても同じ保証パスウェイが適用されます。グループ1の1年目は、2025年1月1日以降に開始する会計年度を指し、グループ2の1年目は、2026年7月1日以降に開始する会計年度を意味します。グループ3企業の1年目は、2027年7月1日以降に開始する会計年度を指します。

\*\*重要な気候変動に関する財務リスクと機会が存在しない場合の保証の段階付けは、「ストラテジー-リスクと機会」の場合と同じです。

この段階的なモデルはAUASBが提案しているものですが、多くの企業が、現在法律で提案されている以上の保証を取得することが予想されます:

- ▶ 公表している情報の完全性を保護するため
- ▶ 資本提供者の期待に応えるため

## 誰が気候変動開示の保証を提供できるのか?

財務諸表監査人は、サステナビリティ報告書の監査も同時に実行が必要があります。監査人は、必要に応じて、気候・サステナビリティの専門家のサポートを受けます。

財務会計と気候変動・サステナビリティのスキルの両方を兼ね備えた保証業務を求めるることは、気候変動がほとんどの企業にとって重要なリスクであるという共通の見解に沿うものであり、そのため、企業の財務諸表作成に含まれる情報と、企業のサステナビリティ報告書で開示される情報が、関連性を持ち、内部的に整合していることが重要です。

## どの保証基準を適用する必要があるのか?

国際監査・保証基準審議会は、サステナビリティ保証業務のための強化された保証基準を承認しました: 国際サステナビリティ保証基準(ISSA)5000「サステナビリティ保証業務に関する一般的な要求事項」。ISSA 5000は、限定的および合理的なサステナビリティ保証業務に適した包括的で独立した基準です。AUASBは今後の会議において、ISSA 5000をオーストラリアで採用することの妥当性を検討する予定です。

# 次のステップ<sup>®</sup>

気候変動開示義務制度の適用対象となる企業は、ASRS 行動計画を見直し、まだ導入していない場合は、実施し始める時期に来ています。各企業の状況、出発点、意欲によって、進捗状況の達成度は異なるでしょう。要求事項への準備として、企業は以下のステップの実施を検討すべきものと考えられます：



## 当面の対応

今後 1~3 ヶ月以内	リソースの割り当て 主な機能（サステナビリティ、財務、リスク、戦略、法務、調達など）を網羅する部門横断的なワーキンググループの設置。当面の改善および／または長期的な取り組みに人員増が必要かどうかを判断する。
-------------	--

## ガバナンスのアプローチを決める

今後 1~3 ヶ月以内	気候変動に関するリスクと機会を特定、評価、管理するアプローチに対する取締役会と経営陣の管理監督と報告プロセス自体という観点の両面において検討しなければならない。
-------------	--

## 気候変動リスクと機会のアセスメントを実施

今後 1~3 ヶ月以内	気候変動に関する物理的影響と移行的影響を特定し、企業への影響の重要性を判断することで、これらの影響に対応するための優先順位を決定する。
-------------	---

## 短期的な対応

今後 6 ヶ月以内	戦略的策定 脱炭素化への取り組みとその他の気候変動に関連するリスクと機会への対応を決める。これは、目標を設定するかどうかおよび／または役員報酬を気候変動に関連する KPI とどのように整合させるかを決定することも含まれる。
-----------	--

## シナリオ分析によるレジリエンスの評価

今後 6 ヶ月以内	要求事項に従い、特定された気候関連のリスクと機会に対する企業の戦略とビジネスモデルのレジリエンスを検証する目的で少なくとも 2 つの気候シナリオを選択しなければならない。
-----------	---

## メトリクスの測定の向上

今後 6 ヶ月以内	例えば、スコープ 3 の温室効果ガス排出量測定の強化、特定された気候関連リスクと機会の測定基準の決定、内部モニタリングプロセスの確立など。
-----------	---

## ギャップを特定し、行動計画を調整する

今後 6 ヶ月以内	新たな報告要件を満たすために、どのような追加的な開示と管理措置が必要かを判断する。
-----------	---

## 中長期的な対応

今後 12 ~18 ヶ月以内	数値化の開始 気候変動が企業に与える財務的影響の定量化と評価が必要となる。定量的シナリオ分析に対する企業のアプローチを進化させ、これを財務計画や財務報告のプロセスに組み込むことは、おそらく数年間を要することが推測される。
----------------	---

## 組織全体の意識を高め、能力を構築する

今後 12 ~18 ヶ月以内	企業の気候変動リスクと機会に対するアプローチは、一部の主要な担当者の権限内で行われるべきではない。これには研修や能力開発を必要とする企業全体の取り組みが必要である。
----------------	--

## 保証の準備

今後 12 ~18 ヶ月以内	保証が必要な開示の少なくとも 12 ヶ月前にベースライン保証を実施し、得られた知識や気づきを実践する。
----------------	---

## チャンスに目を向ける

今後 12 ~18 ヶ月以内	例えば、排出削減プロジェクトの試験的実施、サプライヤーや顧客とのパートナーシップやコラボレーションの機会（あるいは気候変動という観点から新製品やサービスの実現可能性を検討する）などへの融資といったものが挙げられる。
----------------	---

上記の取り組みは必ずしも順を追って行う必要はなく、繰り返し取り組みが行われるかもしれません。外部への開示を行う前に、経営陣と取締役会が確信を得るには、全てのプロセスを通じて学んだことを活用することが不可欠です。また、この取り組みは、設定すれば終わりというものではないことを認識することも重要です。気候変動リスクと機会の管理に対する企業のアプローチは、時間の経過とともに成熟していくことと推測されます。

## 取締役会の関与

取締役会の関与は不可欠です。理事会を巻き込むためのスケジュールとして以下のようなものが考えられます：

早急に	企業の ASRS 実施計画の承認
今後 3 ヶ月以内	新しい気候変動報告要件に関連する取締役の義務についての教育セッション
情報開示の少なくとも 1 年前	気候リスク・機会アセスメントの結果のレビューとシナリオ分析
情報開示の少なくとも 6 ヶ月前	目標と移行計画を含む戦略の見直し
期末日から 3 ヶ月以内	ベースライン保証の結果を含む、スコープ 1 および 2 排出量などの測定基準の見直し

# サステナビリティ・ディスクロージャー・ハブ



EY サステナビリティ・ディスクロージャー・ハブは、オセアニアの企業が気候変動やサステナビリティ関連の報告義務化に備えるための実践的なガイダンスを提供します。

オセアニアマーケットをリードする財務・非財務報告の専門家が率いるサステナビリティ・ディスクロージャー・ハブは、AASB による気候関連開示要求事項の策定を含む、ISSB の業務や現地マーケットの洞察に通じた財務・非財務報告戦略、対応、保証の専門家集団として、EY の専門知識を国内外に提供しています。

サステナビリティ・ディスクロージャー・ハブは、EY ネットゼロセンターと緊密に連携し、EY のクライアントが適切なタイミングで適切な意思決定を行い、ネットゼロエコノミーで成功するための道筋をつけることができるようお客様をサポートしています。

本要求事項が貴社にとってどのような意味を持つかについては、サステナビリティ・ディスクロージャー・ハブ・チームにご相談ください。

\*英語版と翻訳版に相違がある場合は英語版が優先されます。

## Contact us

### Sustainability Disclosure Hub



**Meg Fricke**  
Climate Change and  
Sustainability Services  
[meg.fricke@au.ey.com](mailto:meg.fricke@au.ey.com)



**Nicky Landsbergen**  
Climate Change and Sustainability  
Services  
[nicky.landsbergen@au.ey.com](mailto:nicky.landsbergen@au.ey.com)



**Megan Wilson** Assurance  
[megan.wilson@au.ey.com](mailto:megan.wilson@au.ey.com)



**Megan Strydom**  
Financial Accounting Advisory  
Services  
[megan.strydom@au.ey.com](mailto:megan.strydom@au.ey.com)



**Rebecca Dabbs**  
Climate Change and  
Sustainability Services  
[rebecca.dabbs@au.ey.com](mailto:rebecca.dabbs@au.ey.com)



**Glenn Brady**  
IFRS Professional Practice  
[glenn.brady@au.ey.com](mailto:glenn.brady@au.ey.com)



**Murray Anderson**  
Assurance (Financial Services)  
[murray.anderson@au.ey.com](mailto:murray.anderson@au.ey.com)



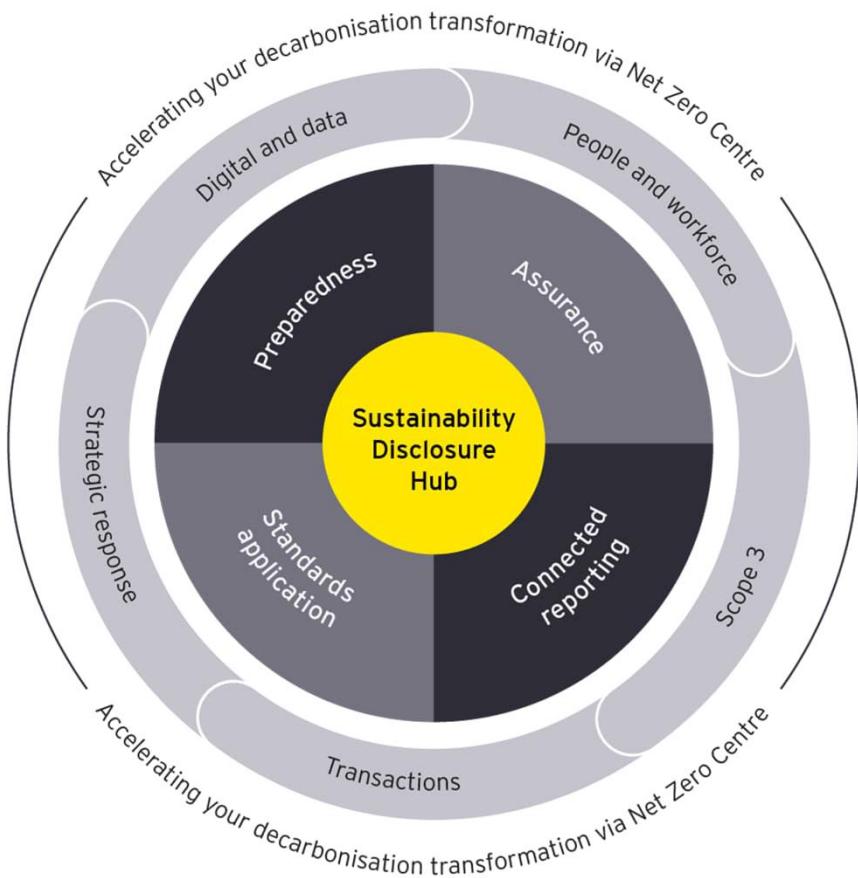
**Shae de Waal**  
Climate Change and  
Sustainability Services  
[shae.de.waal@au.ey.com](mailto:shae.de.waal@au.ey.com)

### Net Zero Centre



**Shae de Waal**  
Climate Change and  
Sustainability Services  
[shae.de.waal@au.ey.com](mailto:shae.de.waal@au.ey.com)

# EY ジャパン・ビジネス・サービス コンタクト



## Contact us



Oceania Leader  
**Patrick Giles-Jones**  
ジャイルズ・ジョーンズ  
パトリック  
Partner, Transfer Pricing  
+61 2 9248 4170



JBS Assurance Leader  
**Ayumi Koiwai**  
小岩井 歩  
Director, Assurance  
+61 2 9248 5924



JBS Sydney Leader  
**Junya Shinozaki**  
篠崎 純也  
Director  
+61 2 9248 5739

# EY | Building a better working world

**EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.**

**Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.**

**Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.**

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via [ey.com/privacy](#). EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit [ey.com](#).

© 2024 Ernst & Young, Australia  
All Rights Reserved.

EYSCORE 008055-24-AUNZ  
PH202311-002465  
ED None

This communication provides general information which is current at the time of production. The information contained in this communication does not constitute advice and should not be relied on as such. Professional advice should be sought prior to any action being taken in reliance on any of the information. Ernst & Young disclaims all responsibility and liability (including, without limitation, for any direct or indirect or consequential costs, loss or damage or loss of profits) arising from anything done or omitted to be done by any party in reliance, whether wholly or partially, on any of the information. Any party that relies on the information does so at its own risk. Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.

[ey.com](#)